

詩人の妄執

—佐藤義清遁世考(上)—

松原輝美

一

西行が弘川寺の草庵で、73歳のその生涯を閉じてゆくのは、文治六年(1190)二月十六日のことである。文治六年は、西行終焉の二か月後の四月十一日に建久と改元されたが、その建久元年十一月には、源頼朝が上洛を果して、時の帝後鳥羽に拝謁することになる。時代は確実に動いていたが、帝の御祖父後白河(西行歿後二年の1192年三月歿、薨年66歳)はなお健在、白河法皇以来105年の院政(応徳三年(1086)『師通記』)は依然続いていた。

西行の終焉は、慈円の『拾玉集』、定家の『拾遺愚草』、良経の『秋篠月清集』などに詳しく記されているが、西行の年来の歌友であった俊成の『長秋詠藻』が語るそれは次のようなものである。

円位ひじり(円位は西行の法名。西行には別に房号として、

「大本房」「大法房」「大宝房」がある。)歌共を伊勢内宮の歌

合(文治三年(1187)、西行が自ら、己が生涯の歌稿の粹を集めたと思

定される自歌合の『御裳濯河歌合』のこと。西行は、これへの加

判を俊成に依頼した。)とて判うけ侍りし後、又同外宮の歌合

(右に同じ自歌合の『宮河歌合』のこと。これへの加判は定家に

依頼した。)とて、思ふ心あり、新少将(定家のこと。定家は、

文治五年(1189)、28歳の十一月十三日に念願の左近衛権少将に任ぜられ

た。彼はこれを、西行の自歌合の『宮河歌合』に加判したことで、

伊勢の神慮をいただいた結果と考えていたようである(1)。(1)に

かならず判してと申しければ、しるしつけて侍りけるほどに、其

年去年文治五年河内ひろかはといふ山寺にて、わづらふことあり

と聞きて、いそぎつかはしたりしかば、かぎりなくよろこび、つ

かはして後すこしよろしとて、年のはて比京にのぼりたりと申し

しほどに、二月十六日になんかくれ侍りける、彼上人先年に、さ

くらの歌おほく詠みける中、

ねがはくは花のしたにて春死なん其二月の望月のころ。

かくよみたりしを、をかく見給へしほどに、ついにきさらぎの

十六日望の日、をはりとげけること、いとあはれにありがたくお

ぼえて、物にかきつけ侍る。

ねがひおきし花のしたにてをはりけり蓮の上もたがはざるらん

(2)。

俊成の言葉に従えば、西行の病臥は二年にわたっているから、死は突如としてやって来たのではなく、それは73年という積年の漂泊の後に来た老衰死に近い尋常な死であったのだろうと思われる。しかし、その自然死は彼に於いて、自足の死であり得たのだろうか。

「ねがはくは」の希求の歌柄は、辞世のそれではない。やはり、俊成の言葉に、「彼上人先年に、桜の歌多く詠みけるなかに」とある通り、この歌は『六家集本山家集』の中でも、その巻上、春の部に7番歌として、「花の歌あまた詠みけるに」という詞書のもとに25首中のうちの一首として見えているものである。25首中には、「花の吉野山」を歌ったもの五首、その中には、久安五年⁽¹¹⁴⁹⁾、西行32歳の頃から、吉野山をししば訪れるようになる、その頃のものとして覚しき歌もある。「願はくは」の歌の作歌年時は、終焉の時よりかなり遡るものと思われる。

上の第二句、そして下の第四、五句が写す映像は、美しく華やいで見える(3)。その「きさらぎの望月」の二月十五日は、『大系』の頭注する通り、釈尊入滅の日。そのことを「その」で指した。己が終焉を沙羅の樹下の美しき釈迦涅槃図^{ねはん}に通う往生とまでは思わぬにしても、「願はくは花のしたにて」春に死にたいという、その美しい死への願いは、「ねがひおきし」、それは、長い長い時間の意志として、そこにあった。

「美しい死」への意志、それを、どのような時と場とに於いて遂げるか(4)。恐らくは、出離に踏み切った青年のその日から、50年にわたるその長い時間の願いは、西行の場合、過不足のない形で満たされているかに見える。それは、「いとあはれにありがた」き往生であったと、傍目にはそう見えるが、彼の内に於いて、それは真実、遁世者として生きて来たその生きざまの果の「自足の死」であり得たのだろうか。

生身の人間にとって、肉体の滅亡である死が、いかなる意味に於いても、自足のそれであることなど、到底あり得ないと思うのだが、今、私が考えているのは、自ら選び取った遁世者としての生涯の終末を、西行は真実、美しき恬淡^{てんたん}のそれとして、疑うことなく迎え得たと、自らに許し得たかどうか、ということである。

西行の終焉を記す俊成の言葉は、そこに引かれた「願はくは」の歌が、彼が後に判を加えることになった西行の『御裳濯河歌合』の七番左に番われていたそのことで、兼ねて知悉のその歌に、これは見事に符号する彼の死を「いとあはれにありがたくおぼえて」感動に溢れているのである。

だが、俊成が感動をこめて書き留めた『長秋詠藻』の、この一段は、松田武夫氏によって四種に分類されたC及びD本系統の伝本に見える

だけであって(5)、『大系』が底本に選んだB本系統の、書陵部蔵定家自筆模写本長秋詠藻は、これを所収していない。定家自筆模写本は、下巻の480番歌の最終歌の、その後には次のような奥書を持っている。

此三卷治承二年夏依仁和寺宮召所被書進也。件草自筆近年依貴所召進覽未返給間、為備忽忘更申請竹園御本令書留之。以件本又書之。

寛喜元年四月廿二日正二位(花押)

寛喜元年⁽¹²²⁹⁾は定家68歳で、時に正二位であった。この奥書によって、『長秋詠藻』は、治承二年⁽¹¹⁷⁸⁾の夏に守覚法親王の御請によって、俊成が自撰したことが分る。また、この下巻最終歌の480番歌までが、俊成の原撰であったことも分る(6)。その俊成の自筆本の散逸を恐れた定家が、父の所にある本を申し請けて、これを書き留めたということもまた、分る。この治承二年⁽¹¹⁷⁸⁾の俊成自撰本には、文治六年⁽¹¹⁹⁰⁾のことに係わる右の西行の「願はくは」の歌を含む一段は、当然の如く見当らない訳である。

俊成自撰の原型をとげた定家自筆模写本『長秋詠藻』が、西行と係わった記事として載せているものは二つ、その一つは中巻の218番歌の詞書である。そしていま一つは、下巻に、「西行法師高野に籠り

て侍りしが、撰集の様なものすなりと聞きて、歌かきあつめたるものおくりて包紙に書きたりし」と詞書して載せる401番の西行歌と、それに答えた俊成自詠の402番歌との贈答である。この二つだけである。

因に、俊成の「撰集の様なものすなり」という、これが寿永二年⁽¹¹⁸³⁾二月、俊成70歳の時に、後白河から撰進を命ぜられた『千載集』と係わるものかどうかは分からない。西行が「高野に籠」っていたのは、俊成が『長秋詠藻』を自撰する治承二年⁽¹¹⁷⁸⁾より三年後、また同じく俊成が『千載集』撰進のことに係わりはじめた寿永二年⁽¹¹⁸³⁾より四年前の治承四年⁽¹¹⁸⁰⁾までのことである。『長秋詠藻』は、下巻の末尾近く476番歌の詞書でも、「撰集のやうなることしける時、ふるき人のうたどものあはれなるなどを見てよめる」とある。

勅撰の『千載集』を編む以前に俊成は、或は自撰歌集を編んだことがあったのかも知れない。

俊成自撰、定家自筆模写本『長秋詠藻』の218番歌の詞書というのは、

西行西住などいふ上人ども詣^{まう}できて対花思西といふこゝろをよ
みしに、

というものである。

遁世後の西行と、これもまた世を^{のが}通れた西住とが、二人して俊成の許を訪れたのは何時のことかは分からない。また、二人のどちらが誘うての、俊成訪問であつたのか、それも分からない。ただ、『長秋詠藻』のこのあたりの収載歌の順序が作歌年時を追つてのものとすれば、218番歌の前二首目の216番歌の詞書に「故女院の彼岸^{ひがん}の御念佛の会のうち、関路落花といふこゝろを」とあるから、二人の俊成訪問は、永暦二年⁽¹¹⁶¹⁾中のことであつたかも知れない。それは、西行出離の後、20年余の彼44歳の時のことになる。「故女院」は、鳥羽天皇の後、美福門院藤原得子で、彼女の歿年は永暦元年十一月二十三日（歿年44歳）のことである。『西行上人集』の392番歌によれば、西行は同年の十二月に、美福門院の遺骨を高野の菩提心院に迎えている。

そうした20年余、西行西住二人の間には在俗以来の変らない交渉が続いていたようである。二人の間に結ばれた友情は、男と女の間にみられるような濃密と言つてもいい程の厚い友情であつた（7）。

夏熊野へまゐりけるに、岩田^{いはた}と申所^{まうす}に涼みて、下向しける人
に付けて京へ西住上人の許^{もと}へ遣^{つか}はしける

松が根の岩田の岸の夕涼み君があれなとおもほゆるかな

高野の奥の院の橋の上にて、月明^あかりければ、諸共^{もろとも}に眺め
明^あかして、その頃西住上人京へ出でにけり。その夜の月忘れ
難くて、又同じ橋の月の頃、西住上人の許へ言ひ遣はしける
事となく君恋ひ渡る橋の上に争ふ物は月の影のみ

かへし

西住

思ひ遣るこゝろは見えて橋の上に争ひけりな月の影のみ

右の西行の二首は共に『山家集』に見える。『聞書集』にはまた、

醍醐に東安寺と申して、理性房の法眼の房にまかりたりける
に、俄かに例ならぬことありて、大事なりければ、同行に侍
りける上人たちまで来あひたりけるに、雪の深く降りたりけり

るを見て、心に思ふことありてよみける

頼もしな雪を見るにぞ知られぬる積る思ひの降りにけりとは

返し

西住上人

さぞな君心の月をみがくにはかつがつ四方にゆきぞしにける

と見える。離れての夏、月の秋、雪の冬と四季を共にする二人の姿が見えるようである。『聞書集』所収歌の詞書に「理性房の法眼」とある人は、理性院の開祖賢覚である。このところを考証された桑原

博史氏によれば、賢覚は保元元年⁽¹¹⁵⁶⁾三月十六日に77歳で亡くなっているから、この一段のことは、保元元年以前、西行39歳以前のこととなる

(8)。私見としては、二人打連れての俊成訪問より数年前の事になろうか。桑原氏は、「重病から回復した西行が、雪の降るのを見て、

今まで修行の妨げとなったもろもろの雑念が降り落ちてしまつて、清

浄な雪のような心となつた、と詠じたのである。西住はそれを肯定し、その通り、心の月を磨くために、何はともあれ四方に修行に出かけた。

その心根に感じて雪が降り敷いたのだ、と答えた。(末の句、桑原氏は

「かつがつ四方に往きぞしにける」と読まれたが、こゝは「かつがつ

四方に往き、雪ぞ頻きける」ではないか。『大系』『大観』ともに第

五句は「ゆきぞしきける」とある。)と、この一段を読まれて、「二

人の心がよく通いあうのと同時に、宗教的な境地で連帯感のあつたこ

とがわかる。が、その連体感は、病いから回復しつつある西行の甘えを、西住が充分に受けとめた、という形のものである」と説明されている(9)。

西行は西住によって、己が選り取った出離のその心を育てられて行つた。西住は西行にとって、彼が次第に道心を固めてゆく上での先達者であつた。或は、「西行は、西住に、宗教を志向する自分の分身を見ていた」ようなのである。

西行は、西住のことを常に「同行に侍りける上人」と書いた。

同行に侍りける上人、例ならぬ事大事に侍けるに、月の明くて

あはれなりければ詠みける

もろともに眺め眺めて秋の月ひとりにならんことぞ悲しき

この歌を『千載集』に撰んだ俊成は、その詞書に、西行の同行者は西住であると記名して、「同行上人西住、秋ごろわづらふことありて、限にみえければよめる。円位法師」と付けた。続けて俊成は、従容として逝つた西住のその死を讃えた寂然の歌と、それに答えた西行の悲嘆の一首を集録して、同集の哀傷の巻を終えている。

西住法師みまかりける時、をはり正念なりけるよしをききて、

人の心は 円位法師のもとにつかはしける

寂然法師

みだれずとをはりきくこそうれしけれさても別はなぐさまねども

返し

この世にて又あふまじきかなしさにすめし人ぞ心みだれし

『山家集』は更に右の贈答に続けて、西行が西住の骨を拾って高野に納めて帰ったと聞いて、寂然の贈って来た慰問の歌と、西行の返したこれもまた悲嘆の一首をあげている。

とかくのわざ果てて、後のことども拾ひて、高野へまゐりて
帰りたりけるに 寂然

入るさには拾ふかたみも残りけり帰る山路の友はなみだか

返し

いかにとも思ひ分ず過ぎにける夢に山路を行く心地して

その若い日に一度は遁世のことを考えた俊成にとって、また既に、遁世者としての時間を生きている寂然にとっても、遁世の中途にみまかった西住のその早い死は、通り過ぎて行った一つの同世代の死としてだけみることは出来なかつたろう。

ましてや、西住の存在を出離の身にとっての先達とも、分身とも思

って来た西行にとって、彼に先立たれたその傷心は深く、容易には癒すべくもなかったものと思われる。それが「をほりみだれざりける」従容たる終焉であつた、それだけに残されたなげきと共に、今ある己が出離の生きざまのそのありようについて省みることもまた、多かつたのではないか。

二

その西住の名が文献に初めて見えるのは、西行と共に、法輪に住む少輔^{しょうぼう}別当入道空仁（神祇少副大臣定長の子）を訪ねて行った『聞書残集』の記事である（10）。それは、二人しての俊成訪問を果たしたと私の想定する永暦二年⁽¹¹⁶¹⁾よりも遙かにはやく、また、この時は明らかに西行の方から誘うての空仁訪問であった。

この日の記憶は、西行、西住二人の長い交友の歳月の中でも特に、忘れ難いものであったと思われる。この日を機に、二人の出離への意志は固まったとみることで、諸家の考えは一致している。

いまだ世通れざりけるそのかみ、西住具して法輪（京都西郊、大井川の右岸）にまゐりたりけるに、空仁法師経おぼゆとて庵室にこもりたりけるに、ものがたり申して帰りけるに、舟のわたりのところへ、空仁まで来て名残惜しみけるに、筏のくだりけるをみて

空仁

はやくいかだはここに来にけり

薄らかなる柿の衣着て、かく申して立ちたりける、優に覚えけり。

大井川かみに井堰やなかりつる

かくてさし離れて渡りけるに、故ある声のかれたるやうなるにて大智徳勇健、化度無量衆よみいだしたりける、いと尊く哀れなり。

大井川舟にのりえてわたるかな

西住つけけり。

流れにさをさすこちして

心に思ふことありてかくつけけるなるべし。名残はなれがたくてさし返して、松の下におりゐて思ひのべけるに

大井川君が名残のしたはれて井堰の波のそでにかかれる

かく申しつつさし離れてかへりけるに、「何時まで籠りたるべきぞ」と申しければ、「思ひ定めたる事も侍らず。ほかへ

まかることもや」と申しける、哀れにおぼえて

いつかまためぐり逢ふべき法の輪の嵐の山を君しいでなば

かへりごと申さむと思ひけめども、井堰のせにかゝりて下りにければ、本意なく覚え侍りけむ。

二人が空仁を訪ねたのは、保延五年⁽¹¹³⁹⁾頃ではないかと言われている。

翌六年の晩秋初冬の頃に出家することになる西行は、さまざまに思い惑う気持を胸に空仁を訪れたのだが、庵室に籠って経の暗誦に努める

一途な若い新発意の空仁の姿に、また川面を渡って来る空仁のかれさびた読経の声に強く心惹かれて「大井川舟に乗り（法の意をかける）得てわたるかな」と、出家に対する或るふみきりが出来たかのような句を詠んだ。これに対して西住も、「流れに棹をさす心地して」と付けた。「流れに棹をさす」とは、物事が順調に運ぶ意のたとえである。彼の心中においてもまた、出家への道がこれを契機として大きく拡がったのであろう。西行は、西住のその心中を理解して、「心に思ふことありてかく付けけるなるべし」と記した。

西行の出家は、藤原頼長の『台記』永治二年⁽¹¹⁴²⁾の記事によって、翌保延六年⁽¹¹⁴⁰⁾十月十五日であることがはっきりしている。西住の出家も、これと前後するものであったと思われる⁽¹¹⁾。

空仁こと大中臣清長の出家は、一家の上にかかった理不尽な冤罪に前途を絶望したゆえのことと桑原氏は推測されている。

清長の父定長は、彼の叔父であり、伊勢神宮の最高職である「祭主」の地位に在った公長の養子となった。ところが保延の頃⁽¹¹³⁵⁻¹¹⁴¹⁾養父の公長が「無後依殺害事、有本宮并氏人等訴、保延四年五月公卿僉議、先停止執務、云々」（中臣氏系図、公長の項の注）という罪に問われることがあり、養子の定長にも罪が及んで、定長は神事への供奉をさしとめられた。

公長の罪状は「無後」すなわち証拠もないのに人を殺害したという

のである。これは勿論、直接に公長が人を殺したというのではなく、伊勢で起った殺人事件の責任者として罪を問われたものと思われる。

もともと年に数度伊勢に来るだけで、殆んど京都に住んでいる「祭主」と、地元の下級神職である禰宜以下の人々とは、対立的な存在であった。その禰宜たちは、10世紀以来、土地所有権をめぐる伊勢平氏との悶着について、中央から派遣された上級神職者の「祭主」などを味方と思わず、直接京都朝廷に強訴をくり返して来ていた。

12世紀に入って、しばらく強訴は絶えていたが、公長が「祭主」となって後、保延三年⁽¹¹³⁷⁾十一月二十六日、伊勢太神宮の禰宜、神人等が大挙して上洛、強訴した。結果は、数々の「押妨」を働いた主殿助平季盛を佐渡に流すということで落ちついた。そのことでおそらく神人たちが非常に自信を持ち、「祭主」公長の中間者としての立場が悪くなった時点で、翌保延四年五月の殺人罪を犯したという訴えとなったのであろう。

しかし、この事件は、公長一家にとっては重大であった。公長が執務を停止されたばかりか、養子の定長も、神事への奉仕をさしとめられた。（中臣氏系図、定長の項の注）「祭主」というのは世襲制ではないが、無事に神官として勤め上げていれば、定長にも機会はあったろう。しかし公長は、事件の結着を見ないうちに病死し、（前引、先停止執務、沙汰未断之間受病、九月十四日薨六十八）中臣氏系図、公

長の項の注) 次の「祭主」は、同じ大中臣氏からであるが、この一家からは縁の遠い清親が任ぜられた。保延四年十二月二十九日のことである。(公卿補任、祭主次第など)。

定長の子清長こと空仁は、こういう一家の状況のもとで、保延三年から四年にかけての日々を過していたのであった。その頃、清長は30歳前後であつたろうと思われる。清長の父定長は康治元年⁽¹¹⁴²⁾に権大副従四位上で亡くなったが、養父の公長がその官位に至つたのが53歳、また、公長のあと「祭主」となった清親が、同じその官位に至つたのが54歳の時である。そうすると定長は、亡くなった康治元年⁽¹¹⁴²⁾の時が53・54歳で、保延四年⁽¹¹³⁸⁾には吾歳位であつたと考えられる。清長は定長の実子であるから、50歳の男親の子が35歳以上である可能性は非常に少ない。一方また清長の官位が叙爵以前の六位であつたことを考えると、25歳位まで下げること可能である。かれこれ五年前後の幅はあり得るが、一応中間をとって、30歳位とみるのが自然であらう(12)。

盛年30歳にして出家を遂げたばかりの清長こと空仁の許を訪ねて行った22歳の青年佐藤義清と、ほぼ同年と思われる西住こと源季世(「右兵衛尉入道西住、俗名源季正」——『和歌色葉』名譽歌仙の条——「西住、俗名鎌倉二郎源次兵衛季正、有勇武之声、知于人、(後略)」——『伝灯広録』醍醐山法師西住伝——)は、空仁の俗塵を離れた草

庵生活に激しく心を奪われてゆく。

武門と神祇官と、その出自に違いはあっても、同年代の新発意のいさぎよさは、かねて二人の胸にあつた素懷を一挙に遂げさせることになる。おそらく義清は、前年の大中臣家をめぐる事件と、空仁が思いつめて出家するに至つた感情とを、知っていたのではあるまいか(13)。それは十分想像出来ることである。

法輪への訪問から帰って、「何時まで籠りたるべきぞ」と西行が尋ねてやつたのに空仁は、「思ひ定めたる事も侍らず。ほかへまかることもや」と答えている。これに触れて桑原氏は、「それは放浪僧だからではない。それは文字通り急な出家で、しばらくは居所も定まらないのであつた。その答えに義清が、「あはれ」と感ずるのは、出家のいさぎよさに強く心を惹かれていたからに外ならない。

いつかまためぐり逢ふべき法の輪の嵐の山を君しいでなば「あはれ」が気の毒という感情であつたならば、「いつかまためぐり逢ふべき」とは歌わないであらう。相手を讃仰する心が湧きいつかまためぐり逢いたいという気持ちがあつて、西行はこのように歌うのである(14)と読んでおられる。

自崎徳衛氏もこゝに触れて、空仁が、「思ひ定めたる事も侍らず。ほかへまかることもや」と言つたのは、修行の期間も所属の寺院も別に定めていないということであつて、その通世が仏道に専念すること

を目的にしたものではなかったからである、と説明された(15)。

そのことは西行も既に、法輪訪問の時点で、見届け得ていたものと思われる。「薄らかなる柿の衣着て」連歌の応酬を使喚する空仁を、西行は「優に覚えけり」と書く。俗塵を離れて、別の秩序の世界に生きようとする、その若い新発意のいさぎよさが、西行の内を空仁讃仰の心で満たすのである。

窪田章一郎氏は、「出家前の義清は、空仁を尊敬しているというよりも、心から慕っているといったほうが適切である。『優にあはれ』な人物であったというのは、修行僧として高德であったというよりも、文学的な僧であったという意に考えられる。義清が将来を思う時、自分自身の在り方を空仁に見たのであろう」(窪田章一郎氏『西行の研究』東京堂 昭和37年刊)と言われ、また久保田淳氏は、「二十一・二歳の佐藤義清は、止み難い出離への志を抱くようになっていた。それは、やはり歌の交りのあった空仁の閑雅な草庵生活を見ることによって、いよいよ強められたようである」(久保田淳氏『新古今歌人の研究』東大出版会 昭和48年刊)と言われた(16)。

いまだ世遁れざりけるそのかみ、西住具して法輪にまゐりたりけるに、

と書く西行の追懐の言葉には、止み難い出離への志を抱きながらも、なおさまざまに思い惑う22歳の青年のころが見えて来るようである

が、今まで自分がそこに生活していた旧い秩序と、前途に思い描く新しい秩序の世界と、その二つのものに目を配りながら、孤疑逡巡する青年の長い時間が、そこにはあったと思われる。

彼が否定しようとした、彼にとつての既存の秩序とは何であったのだろうか。それを否定して、空仁のいる秩序の世界に入ってゆく西行は、その世界を己が充足の生として、果して完全に領略し得るのであるか。

窪田章一郎氏は「出家前の義清は、空仁を尊敬しているというよりも、心から慕っているといったほうが適切である。『優にあはれ』な人物であったというのは、修行僧として高德であったというよりも、文学的な僧であったという意に考えられる。義清が将来を思う時、自分自身の在り方を空仁に見たのであろう」(窪田章一郎氏『西行の研究』東京堂 昭和37年刊)と言われ、また久保田淳氏は、「二十一・二歳の佐藤義清は、止み難い出離への志を抱くようになっていた。それは、やはり歌の交りのあった空仁の閑雅な草庵生活を見ることによって、いよいよ強められたようである」(久保田淳氏『新古今歌人の研究』東大出版会 昭和48年刊)と言われた(16)。

四

勅撰和歌集としては、かつて前例のなかった竟宴のことが、その夜半に行われて『新古今和歌集』が一応の成立を見たのは、文治六年(1190)にみまかった西行の歿後15年目の、土御門天皇の元久二年(1205)三月二十六日のことである。その20巻、1978首から成る同集は、1548番目、巻第十六雑歌上の部に、法橋行遍なる僧の歌を採って、次のように入集している。

月明き夜、定家朝臣にあひて侍りけるに、歌の道に心ざし深き事は、いつばかりよりの事にかと尋ね侍りければ、若く侍りし時、西行に久しくあひ伴ひて聞きならひ侍りしよし申して、そのかみ申しし事など語り侍りて、帰りて、あしたにつかはしける
法橋行遍
あやしくぞかへさは月のくもりにし昔がたりに夜やふけにけん

この歌を定家は自分の意志で、こゝに採ったのであろうか。或は撰集の際の歌の詞書は、撰集者に於いて付けることも多かったと思われる

るのだが、定家は自身の行動するこの詞書をそれと納得の上で、こゝに記述したのであろうか。行遍は、昔語りに更かした夜の帰るさは、月明の道も辿り難かった、と言って寄こしたのだが、西行によって歌の道に開眼した若年の日の経験は、行遍をもくるめて、かくの如くにも、定家に懐旧の激情をもたらしたという事であったのだろうか。

現存の『新古今集』の写本には、それぞれの歌に、定家等五人の撰者が、その歌を自ら選んだことを示す撰者名の略記が付記されているという。一方、同じ『新古今集』中の歌でありながら、この略記を欠いているものもある。そして、それらの歌は、大体において、撰者の推挙を経ないで、後鳥羽上皇が御自身で採り上げられた歌ではないかと考えられている(17)。

とすれば、撰者名の略記を持たない行遍のこの歌は、上皇の御撰歌であった可能性も強くなってくる。西行を「生得の歌人」と許していた院は、行遍のこの歌を採り、その詞書のこの一段をも西行の頌徳の一つと思われて記述されたのであろうか。

それにしても、定家の、西行に師事して歌の道を聞き習うた長い時間があったという、その「若く侍りし時」というのは、定家の、或は西行の何歳頃のことになるのだろうか。

定家の父俊成が、平安時代の勅撰集としては最後のものとなった、そしてこれは後に『千載和歌集』と命名されて、文治四年(1188)四月二十

二日に奏覧されるのだが、その撰集の作業を後白河法皇から命ぜられたのは、奏覧より五年を遡る寿永二年⁽¹¹⁸³⁾二月のことであった。治承四年⁽¹¹⁸⁰⁾以降源平の争乱を避けて、伊勢の二見浦に草庵を結んでいた西行は、その頃俊成にあてて、

五条三位入道のもとへ、伊勢より浜木綿遣はしけるに

浜木綿に君がちとせの重なれば世に絶ゆまじき和歌の浦波

と詠み贈った。俊成の返歌は、

浜木綿に重なる年ぞあはれなる和歌の浦波世に絶えずとも

というものであった(『聞書集』に所収)。西行の歌は、浜木綿に托して寿を祈った挨拶とは言いながら、(寿永二年⁽¹¹⁸³⁾で俊成は70歳であった。)撰集のことを進めている俊成への幾分か御機嫌伺いの下心もうかがえるものである(18)。

定家はそうして、歌人たちの耳目を集めている『千載和歌集』の撰進のことに、父を助けて係わっていたようなのである。晩年『順徳院御百首』に記しているところによれば、定家は西行の、

山賤の片岡かけてしむる庵のさかひに見ゆる玉の小柳^{がつかたおか いはたまをやなぎ}

という歌(『山家集』)には「山家柳」と題して52番歌に入れている。)を入れるよう推薦したが、俊成は「事の体然るべしと雖も、此七字(玉の小柳)の句)始めて詠み候か。押したる事か。又、事の体頗る普通に非ず」といって、ついにこれをとらなかつたという。後に『新古今和歌集』を撰進する際に、定家は家隆、飛鳥井雅経と共にこの歌を選んでいる(19)。西行はこれから四年後の文治三年⁽¹¹⁸⁷⁾に、この歌を自歌合の『御裳濯河歌合』の13番の左につがえて俊成に判を乞うたが、その時には俊成も、「さる事ありと見る心地して、めづらしき様なり。末の句のを字や少しいか」と、すっかり甘い点をつけている。老衰に病臥する西行への同じ老いの身としての労わりがあったか。

定家が撰集に専念する父に、西行の歌を薦めていた時期が、定家の西行に師事して、歌の道に開眼して行った時期と重なるとすれば、それは、寿永二年⁽¹¹⁸³⁾にして定家22歳、西行66歳のことであった。その事について、定家の書いたものがあるといふのだが、『明月記』なども、この時期、寿永二年⁽¹¹⁸³⁾から文治三年⁽¹¹⁸⁷⁾までの五年間は記事がすべて欠けている。『千載集』撰進の文治四年⁽¹¹⁸⁸⁾の記事は、幸い父入道の撰集奏覧の事をメモした四月二十二日の条が残っているが、あとは四月の二十四日の条(この日には、「庚寅、入夜權尚書奉書云、撰者之詠乏少、猶三四十首可副進之云云、可撰進之由有御返事」という記事が見

える。〕が一条と、九月二十九日の条が一条との二日の記事があるだけである。そして、その後は西行の亡くなる文治六年⁽¹¹⁸⁶⁾まで、文治五年、六年と二年間の記事は全欠である。『明月記』に西行との係わりを探る手だてはない。

それゆえ、二人が係わりを持った始発の時期は推測を出ないのだが、それが定家22歳、西行66歳とすれば、二人には殆んど半世紀に近い年齢の隔たりがある。

その若い定家が、西行の勧進する『二見浦百首』の勧めに応じたのは、文治二年⁽¹¹⁸⁶⁾西行69歳、定家25歳の時である。

文治二年⁽¹¹⁸⁶⁾、西行は、それより以前、おそらく高野山に止住した時期に知ることになった俊乗坊重源の請によって、東大寺大仏の塗金の料を勧進するために、奥州の同族藤原秀衡の許に旅立っている(20)。『吾妻鏡』によれば、その旅の途次、文治二年八月十五日に西行は頼朝に「遂謁見」ているから、止住先の伊勢の草庵を出発したのは、秋の立ちはじめた頃であろう。文治二年八月十五日は、ユリウス暦に換算すれば、¹¹⁸⁶186年9月29日となる。これより91年後の建治三年⁽¹²⁷⁷⁾1277年9月29日となる。これより91年後の建治三年⁽¹²⁷⁷⁾1277年9月29日となる。

『十六夜日記』の京、鎌倉間の行程は14日である。

おそらくこの旅立ちを前にして、旅の成功祈願の気持もあって、西行の「百首歌」勧進のことは行なわれたのであろう。

これに応じた定家の「百首歌」は、養和元年⁽¹¹⁸¹⁾1181年四月、彼が20歳の時

に試みた「初学百首」、続いて翌寿永元年⁽¹¹⁸²⁾1182年の「堀河題百首」に続いて、その後の四年の作歌修行の決算の形となった。父俊成の『千載集』の撰集作業は、奏覧までに、あと一年と半歳余を残して、彼はこれに没頭していた。西行の勧進をもっけの幸いに、定家が新しい「百首歌」の試みに意欲をもやしたことは充分考えられる(21)。

この時、定家と同じように、西行の勧進に応じた人達で、時に45歳の隆信はともかくとして、のちに『新古今集』を協同撰進することになる家隆は29歳、兼実⁽¹¹⁴⁹⁾1149年⁽¹²⁰⁷⁾1207年の弟慈円は32歳と共にみな若く、それらの人たちと競作の形になった少壮気鋭の定家の「百首歌」は、当然のように、彼の先の二つの「百首歌」を越える作品群となった。

『拾遺愚草』が「文治二年円位上人勧進之」と端書して『初学百首』の次におさめている『二見浦百首』の春の歌は20首、そのうち「花」を詠んだもの11首、そして秋の歌も20首、そのうち「月」を歌ったもの9首、その「花月」に寄せる歌数の多さは、これを勧めて来た西行が終生愛して止まなかった「花月」への心に応えたものであることは明らかである。

その「秋の月」9首の連作の、その前におさめた秋の歌の第五首目に定家は、例の「三夕の歌」として周知のものとなった「見渡せば」の歌を入れている。この早熟な歌について、安東次男氏は、「細川幽斎の口述を門人がしるした聞書全集には、この歌は、『嶋立沢の歌を

うらやみて詠まれたる也、何のてもなく面白き風景をよめり」と言っている。鳥丸光広が幽斎口義をまとめた耳底記にも同じことを伝えているから、これは和歌の道統のなかでかなり信じられてきた話だろう。事実、西行の嶋立沢の歌は定家の浦の苦屋の歌よりも前に成ったと思われるし、二見浦百首が西行勸進によって詠み出されたことを考えれば、充分ありうることである。そう思っ読めば、この歌の読きには、例の秋の月九首が据えられている。定家は、「花も紅葉もなかりけりと断案の激しさをひびかせておいて、しかるのち心と目の向きを改め、月に入念な興を尽しているらしい。このあたりの運び方は、嶋立沢の歌から先ず入って、月見西行に唱和の心を寄せていった、と自然に読めるのである」と言われた(22)。

こゝには、「若く侍りし時、西行に久しくあひ伴ひて聞きならひ侍りしよし」を言っ、その時西行の教えた歌のありようを行遍に語ったという、その西行の教唆の線上に歌の道を達成して行つた定家の宮為の跡が見えるようである。

その『二見浦百首』から四年後の建久元年(1190)(西行の亡くなった文治六年は4月11日に建久と改元された)九月十三日の夜、左大将藤原良経の邸で、おそらく良経の発意で、花の歌50首、月の歌50首の二部構成からなる「花月百首」なる百首歌が催された(23)。

これは、終生にわたって「花月」への思いを歌い続けて来た西行に

寄せる鎮魂歌詠出の企てであつたことは疑いをいれない。この企てに、良経邸の家司をつとめていた定家は、良経の叔父の慈円や、のちに『新古今集』の撰歌を共にすることになる有家らと同席したが、その時の詠歌を収める『拾遺愚草』の百首歌は、定家の西行に寄せる思いの熱さを深々と伝えている。

そのうち「花五十首」より一首、

花の香はかをるばかりをゆくへとて風よりつらき夕やみの空

この歌は、その前後の二首と共に、次のように並んで入っている。

空は雪庭をば月のひかりとていづくに花のありかたづねむ

花の香はかをるばかりをゆくへとて風よりつらき夕やみの空
思ひ入るゆくへは花のうへにして苔にやどかる春のうたたね

『山家集』には、花を詠んで、

雪と見えて風にさくらの乱るれば花の笠きる春の夜の月

独尋山花

誰かまた花をたづねて吉野山苔ふみわくる岩つたふらむ

というような歌がある。定家が西行のこれらの歌に和して、一首中に雪月花を詠込みながら「いづくに花のありかたづねむ」と、また、吉野の花に思いを遣りながら「苔にやどかる春のうたたね」と作ったと考えれば、「花」とは西行その人のことだと自ずから気付く。三首の真中に置いてつなぎとした感覚的表現が、次歌の「春のうたたね」を絶妙に活かしていることもわかる。遁世を思い遁世を果せぬ男が、不退転の生きざまを貫き通した男に寄せる、追慕の情の深さでもある。これは、安東氏の「拾遺愚草抄出義解」の中の言葉である。

また「月五十首」より一首、

さむしろや待つ夜の秋の風ふけて月を片敷く宇治のはしひめ

一首は、古今集卷十四恋歌に収める読人しらず、「さむしろに衣かたしき今宵もやわれを待つらむぢの橋姫」を本歌としており、本歌の男の情を翻して女の情とすることによって問答歌ふうの興を持たせ、また、独り寝の狭筵に月を呼び入れるという趣向によって恋の歌を巧に季（『新古今集』では、この歌を秋歌上にいれている。）に踏替えている。宇治の橋姫は、本歌の姿に即して言えば、宇治の橋守である姫大明神だが、転じて宇治に隠れ住む思ひ人、さらにまた、宇治橋の遊女であってもよい。むろん、源氏物語宇治十帖に現われて来る八の

宮の姫君たちのことは、とくと思ひ合わされいるに違いないが、そういうことをことさら詮索する必要がない程、この歌の凄艶な姿は佳い。そして一首の見どころは、「月を片敷く」という新造語のなかに、実は西行への切々たる慕情をこめたところにあり、本歌の恋を季（秋）に踏替えた狙いの根本もそこにあるのだろう。

これもまた、安藤氏の言葉である。定家が、「西行に相伴ふたそのかみ」の懐旧談に、行遍と涙を分かち合ったという『新古今集』雑歌上の詞書の一段は、充分にあり得たものと思われる。

が実は定家は、この『花月百首』と、先の『二見浦百首』との間に、西行との間で持った係わりの、それは生涯到底、忘却し得ぬ大きい係わりを持つことになるのである。

五

西行の出家の時期については、先の西行と西住の空仁訪問の記述のところで、頼長の『台記』に、その記事があることは少し触れて置いたが、今その記事を含む日記の全条を挙げてみる。

『台記』巻第二、永治二年⁽¹¹⁴²⁾（康治元年——この年は四月二十八日に永治から康治に改元されているゆえ、三月十五日のこの記事は、まだ永治二年の年間にはいる——）三月十五日の条である。

十五日戌申、令侍共射弓、西行法師来云、依行一品経、
両院以下、貴所皆下給也、不嫌料紙美悪、只可用自筆、余
不輕承諾、又余問年、答云、廿五、^{去々年出}家廿三、抑西行者、本
兵衛尉義清也、^{左衛門大}以重代勇士仕法皇、自俗時、入心
^{夫康清子}於佛道、家富年若、心無愁、遂以遁世、人歎美之也。

西行の言葉に、「一品経を行ふに依りて」とある。出家以前の義清のかつての主家、徳大寺藤原実能の妹待賢門院璋子は、徳大寺家より鳥羽天皇妃として入内された。そして、鳥羽天皇との間に数子をなすも、彼女の庇護者であった白河法皇世を去り（大治四年⁽¹¹²⁹⁾・宝算77歳）、

また、天皇の寵が美福門院得子に移るに及んで、傷心永治二年⁽¹¹⁴²⁾二月に落飾される。西行は在俗時代、主人実能の命によって、その妹璋子のところに使用することもあったと思われる、その美貌の璋子の出家に心痛し、これに結縁するために、一品経の勧進を企てたのである。（後の系図参照）

その頃、徳大寺実能の娘の許に迎えられていた頼長は、鳥羽法皇、崇徳上皇はじめ貴所みな勧進に応じたという西行の言葉を聞いて、自分も「不輕品」を写すことを承諾するのだが、その時、言葉を継いで西行の身の上を尋ねている。「又余問年」と言っているから、頼長と西行の間には、数次にわたる言葉の交わされたことが分かるが、その間、頼長にとって西行はありきたりの言葉では捉え切れない異数の人物と見えたのではないか。その頼長の驚きの気持は、その後に続く彼の日録の記述で想像出来る。

裕福な生活環境——義清が預所となっていた紀伊国田仲庄からの得分は、佐藤家の経済を支えるのに充分であったと思われる——に在り、盛年二十三という、「心に何の愁いもなく」、正に青春謳歌のその時に遁世をする青年の心は、当時同じ二十三歳で、内大臣の顯職に在った頼長には到底伺い知ることは出来なかったろう。

彼は、その理解を越える西行の処世を、「人これを歎美するなり」と一般化することで、また、「俗時より心を仏道に入る」と説明する

ことで納得しようとした。

「いまだ世通れざりけるそのかみ、西住具して法輪にまゐりたりけるに、」と書く西行の追懐の言葉に私は、止み難い出離への志を抱きながらもなお、さまざまに思い惑う二十二歳の青年のこゝろが見えて来るようだ、と先に書いた。また、今まで自分がそこに生活していた旧い秩序と、前途に思い描く新しい秩序と、その二つのものに目を配りながら、孤疑逡巡する青年の長い時間がそこにはあったと思う、とも書いた。

「俗時より心を仏道に入る」と、遁世のそのことを概念化して説明する頼長の言葉は、西行のこの長い苦悶を知らない局外者の言葉である。或は、西行が否定しようとした秩序のその渦中に在って、自分が見えなくなっている男の、自らの理解を越える事象に与えるこれは、解説の常套句である。

西行が遁世のその時まで身を置いていた北面には、陰微な男色の空気が立ちこめていた。最近目崎徳衛氏が、男色というこのデカダンス的環境からの脱出或は決別が、西行の遁世の契機の一つにあったのではないか、という御論考を書かれた(24)。つとに取り上げられて来た西行遁世の、一般厭世説や失恋原因説にもう一つ心のゆかなかった私には、氏のこの御論考は刮目^{かつめく}に値するものがあつた。

院政期貴族社会の裏面にあつた濃密な男色の流行という、この問題に対する歴史学的研究の先駆となつたのは、東野治之氏の論文「日記にみる藤原頼長の男色関係」である。更にこれを受け、その問題の全容に視野を広げられた御労作として、目崎氏が紹介されている五味彦氏の御著『院政期社会の研究』第四部第三章「院政期政治史断章」の末尾の文章に私は問題の大きさを覚える。

五味氏は、「別稿(25)でみた女院、女房の世界と比較すれば、この男の(男色の)世界の特徴も自ら浮かびあがってくる。前者が大きな広がりを持つ分散性・解放性を示すのに対し、後者は集中的で、密室的である。当時の文化が前者に担われたのも、この比較からすればよく首肯出来よう」と言われている(26)。この言葉を、まことに示唆的とされる目崎氏は、陰微な密室の交わりである男色の、その文化不毛のデカダンス的環境に決別することに、二十三歳の義清の世俗世界を脱出する一つの契機を見られたのであつた。

西行が否定しようとした秩序のその渦中に在って自分が見えなくなっている男、と私の書いた頼長の、その男色関係の大方を、今私は、五味氏の御論考から抜粋させて頂く。

その関係記事は、『台記』の、一品経勧進のために頼長を訪ねた西行訪問の事を記す康治元年⁽¹¹⁴²⁾の年から始める。原文引用は、『増補史料大成』台記一〜三(臨川書店・昭和四十年九月三十日刊)に依る。

康治元年十一月二十三日の条 (1142)

辛亥、申刻参院、行事辨 主基 師能相具、悠紀、主基
御物参入、悠紀辨雅綱、付通憲、覽目錄、(中略)
依惱不参
次参新院、見参後、謁或人、^{彼三位}衛府、遂本意、可喜
々々、不知所為、更闌帰宅、與或四品羽林会交。

この日頼長は、午後になって鳥羽院の許に参上し、近衛天皇の即位に伴う大嘗祭の予備行事で神経を使い果し、おそらく夜に入ってから、崇徳院の御所に赴いた。そこで三位衛府なる人物と關係を持って、非常な満足を得ている。そして、深更帰宅ののち、更に「或四品羽林」なる男と關係を持つ。

この「四品羽林」とある人物は、同じ康治元年の二月七日の条に、

康治元年 (1142) 二月七日辛未、深更借着下人狩衣、向或羽林、門外語、具遊牧、尤輕々、(後略)

とある「或羽林」と同一人物と思われる。「羽林」とは「衛府」のことであるが、「或四品羽林」或は「或羽林」とだけ記して、『台記』には多く見える割注も入れていないところをみると、頼長ときわめて近い關係にあった人物と想像される。しかし、ただ単に、四位の

近衛ということだけではなかなかその人物を特定することが出来ない。そこで注目されるのが、次の記事である。

久安三年 (1147) 正月十六日の条

庚辰、酉刻、土御門大納言来、問内辨事、小時参内、奉仕内辨云々、夜半為来有、彼朝臣漏精、足動感情、先々、常有如此之事、於此道、不恥干往古之人也。

この日の記事は、これを写すのにためらいを覚える程にあからさまであるが、こゝに登場する「為」なる人物は、その記事の「先々も、常に」という文面からみれば、頼長と早くから關係を持っていた人物と思われる。そうすると、この「為」は康治元年 (1142) の早い時期から頼長との關係が推定できる「四品羽林」ではないだろうか。「為」を頭字とする「四品羽林」には、保延四年 (1138) 正月に従四位下になった右中將(後に中將)藤原為通がいる(公卿補任)。

為通は頼長の父忠実の母を叔母に持つ藤原伊通の子である。

女 — 忠実 — 頼長
○ — 伊通 — 為通

従って、為通と頼長は又従兄弟の關係になる。やはり『台記』の康治元年 (1142) 九月七日の条に、

康治元年(1142)九月七日 丙申、先参本院見参、次参新院見参、謁或羽林、深夜退出。

とあり、康治三年(1144)六月十二日の条では、

康治三年(1144)六月十二日壬辰、参院、高陽院、次参新院、見参之後、逢或人、有約束之事、依或分憂之事也

と見えるから、この「羽林」は新院の崇徳院に近く仕えていた人物と分かるが、『今鏡』は、為通の父の伊通が中納言になった時の事情を、「為通、宰相(伊通)の太郎子に御座せし、讃岐の帝の御覺に御座せし程に」と記して、讃岐院(崇徳院)が伊通の子の為通を寵愛した、その結果だと説明している。

以上のことから、この「為」なる「四品羽林」は藤原為通とみてよいであろう。頼長は、父祖から同じ血を分けた人物と長く関係を持っていたのである。

再び、康治元年に返って、
康治元年(1142)七月五日の条

丙申、御幸土御門内裏、予参会、是御方違也、今夜於内辺、会交或三品、兼衛府、年来本意遂了。

次いで、

康治二年(1143)二月五日の条、

癸亥、或羽林卿来、亥終、良久言談、有濫吹、人不知。

さらに、

天養元年(1144)十一月二十三日の条、

庚午、参院、及新院、高陽院、見参尼御所、雖主不居、深更向或所、三、彼人始犯余、不敵々々。

この連年の記事に登場する「三品羽林」は、康治元年(1142)正月に三位

中将となった花山院藤原忠雅と思われる。先の康治元年十一月二十三日の条に「謁或人、彼三位衛府、遂本意」とあって、その会交に非常な喜びを書き記した「或人、彼三位衛府、」もこの忠雅ではないか。

頼長は忠雅とは康治元年の七月五日に初めて会交し、以後関係は頻

繁の度を加え、時には忠雅の方から気持を示すなどして、それは長く
久安三年⁽¹¹⁴⁷⁾まで続いたようにみえる。久安三年十二月二十六日の条に、
「今日、法性寺座主法印勝豪入滅、八十九、今夜宰来」とあるが、
これは忠雅が、久安二年十一月七日に参議（宰相）となったからであ
ろう。

頼長は、法性寺座主の死のことを記した、その筆も改めずに、関係
の続いている忠雅の訪問を書きとめているが、翌二十七日には、「廿
七日丁巳、今夜為来」と唯一條、これもまた関係の続いている又従兄
弟の訪問のことを記している。この年頼長は二十八歳、西行は三十歳
で、久安五年⁽¹¹⁴⁹⁾に果すことになる高野山への入山を間近にしていた。

頼長と為通、忠雅との関係は、いずれも康治元年⁽¹¹⁴²⁾に始まったと推
定出来るが、次に、康治三年⁽¹¹⁴⁴⁾（二月二十三日より天養と改元）四月
三日の条に、

甲申、戊終、與或卿三同車、余水干、泊或受領讃宅、
及天明帰、自去年雖通書、全不返報、今夕始会合、
如意輪供、已以成就。

とある記事は、次の二年と一か月後の、

久安二年⁽¹¹⁴⁶⁾五月三日の条の

辛未、酉刻自一院賜御消息云、来十日可登山、汝登
乎、若然者不可過差、奏承由、子刻会合或人讃、於
華山、遂本意了、依泰親符術也、彼人年来固辞、而
此事三月泰親進符、其後因之宝劍一腰賜泰親加褒美泰親
之書。

とある記事に事件としては連なっている。前の康治三年の記事に、二
更に入る時刻、寛いだ「水干」の私服で牛車に相乗りをしてゆく「或
卿三」とある人物は、先にみた康治元年七月から関係を持っている花
山院藤原忠雅である。そして、「或受領讃」更に後の久安二年の記事
では「或人讃」とある人物は、鳥羽院の第一の寵人と言われた藤原家
成の子の隆季である。隆季は、保延四年⁽¹¹³⁸⁾十二月から久安二年⁽¹¹⁴⁶⁾十二
月まで、「受領讃」つまり讃岐守であった（『公卿補任』）。自分と初
めて会合を持った康治三年⁽¹¹⁴⁴⁾の年に讃岐守であった隆季のことを頼長
は、以後も「讃」と記したのである。

この隆季と頼長の関係の仲介（「媒」）をしたのが忠雅である。忠
雅は家成の女婿で、隆季の義弟に当る（後の系図参照）。

頼長は、積年関係を固辞する隆季と、忠雅を介して康治三年の初夏

の夜にはじめて会合を持つことが出来た。がしかしその後も、隆季が好意を示さないので、策を講じ、加茂泰親なる祈禱師の勧めを容れて、彼から祈禱符を得て隆季との関係の成就を祈ったのである。その結果の故か、隆季と最初の会合を持った二年後の久安二年の五月のはじめ、その日頼長は鳥羽院から山登りのお誘いを受けたのだが、その深夜、やっとのことで彼との希望はかなえられたが、始めのうちは、忠雅の華山院において忠雅をも交えたものであった。がそのうち、頼長と隆季は二人だけで交流するようになった。

翌久安三年⁽¹¹⁴⁷⁾正月十五日の条と同二十七日の条には共に夫々一条ずつの記事で、「十五日己卯、夜中会讃有」「二十七日辛卯、夜中会讃有」と記されている。

讃岐守藤原隆季との関係が成就した時より、三カ月以前の久安二年⁽¹¹⁴⁶⁾二月一日の条は、雨の記事で始まる。

庚子、自昨夕雨、今旦晴、此日上朝法皇千小六条院、
(中略)復座、鳥飛翔其屎落少将成雅朝臣衣、左大
将言、不祥之徴也、又左大将隨身與摂政隨身、口論、
庶人騒動、戌刻、車駕還宮、御輿未帰之前、遇隆季
朝臣、御輿帰後、逢宗明朝臣雑談及無礼、不具記、

(後略)。

この日の頼長は、近衛天皇が父君鳥羽法皇の小六条院に朝されたのに従っているが、この時参会した源成雅の着衣を飛鳥が屎で汚した。頼長は、この成雅とも後、久安六年⁽¹¹⁵⁰⁾八月十五日に関係を持つようになる。

久安六年八月十五日 戊午、放生会被、(中略)未
刻参宇治、依先日召也、到小川門前、有人告物忌、
不下車詣小松、是夜、初通成雅朝臣。

とあるのがそれである。成雅は頼長の父の忠実の寵愛を受けていた人物である。頼長は、父の寵人とも二重に関係を持った訳だ。

この時期には、まだ隆季とは関係を結んでいない頼長は、天皇の御輿がまだ小六条院にいる間に隆季と逢い、続いて、「宗明朝臣」と逢って「無礼」に及んだという。「宗明」は、記事から判読すると、隆季と共に鳥羽院に仕えた人物と考えられるが、この「宗明」という記名は、『台記』中の他の誤写例からみて「家明」と考えてよい。こゝも家明とすれば、彼は隆季の弟で院別当であった。頼長は、兄の隆季に逢った後に、弟の家明に逢っている訳だが、そうみて来ると、次の

翌久安三年の二つの記事は、家明との関係を記述したものと分かる。

久安三年⁽¹¹⁴⁷⁾十一月十三日の条

癸酉、申刻詣高陽院、入夜、向或所、謁美了、未遂本意帰。

久安三年⁽¹¹⁴⁷⁾十二月十八日の条

戌申、戌刻、詣土御門前齋院、（中略）次参内・

・於左仗座與或人家、密言談、下南幕雖及解脱、未遂本意。

前の記事中の「美」は、家明が当時美濃守であったので、その「美」を使ったのであろうと思われるし、後の「家」は、家明の家字だけを記したものと分かる。

この時点では、頼長の家明に対する本意は未遂に終わっているが、やがて二人は会交し、こうして頼長は、隆季、家明の二兄弟と関係を持つに至るのである。

最後に、仁平二年⁽¹¹⁵²⁾八月二十四日の条

丙戌、巳刻参成菩提院、（中略）亥時許、讃丸来、氣味甚切、遂俱漏精、希有事也、此人常有此事、感嘆尤深。

こゝにある「讃丸」を先にみた「受領讃」こと讃岐守藤原隆季とみる考えもあるが、記事は「讃」だけでなく「讃丸」とある。では、「讃丸」とは誰か。まず考えられるのは、「丸」とあるから、讃岐守であった隆季の子である。しかし、隆季の長男隆房は『公卿補任』によれば、元暦元年⁽¹¹⁸⁴⁾に三十七歳であるから、仁平二年⁽¹¹⁵²⁾当時は五歳であって、受領の任には該当しない。

そこで「讃」すなわち、讃岐守について更にみてゆくと、久安二年⁽¹¹⁴⁶⁾から久寿二年⁽¹¹⁵⁵⁾まで、藤原成親が讃岐守となっている（『公卿補任』）。成親は、隆季の弟であるばかりか、兄隆季のあとを受けて讃岐守となった人物である。このことから、兄の「受領讃」こと隆季と区別する意味で、弟の成親を「讃丸」と記したのであろう。

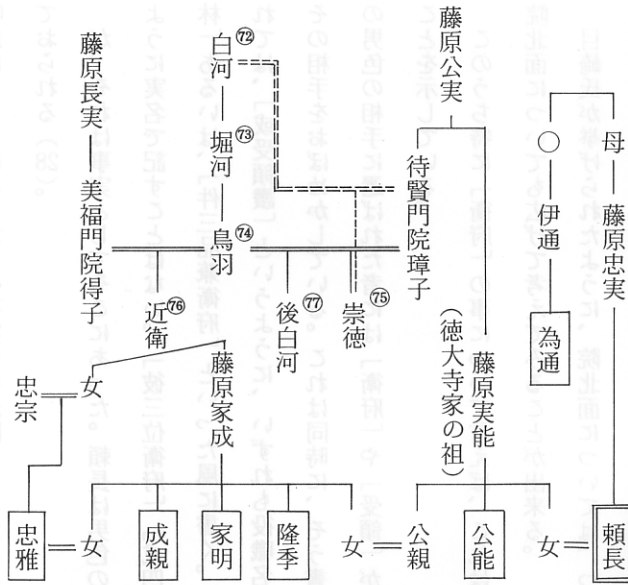
成親と言え、平治の乱⁽¹¹⁵⁹⁾以後には後白河院の寵を得て、『愚管抄』によれば、院の「男ノオボエ」といわれた人物であったことは広く知られている。

こうして頼長は、隆季、家明に続いて、成親をも加え都合、家成家の三兄弟と関係を持つに至ったことになる。それにしても、この末弟

の成親との交渉を叙する日録の文面は、まことに衝撃的ではないか。
 以上私は、五味氏の御論考を援用して、『台記』から判明する頼長の男色関係を長々とみて来た訳であるが、こゝで頼長が関係を持った六人の貴族のうち、為通と源成雅を除く四人、すなわち忠雅、隆季、家明、成親らはみな藤原家成一門である。

源成雅

内は頼長と関係を持った人物。



これを、きわめて興味深い事実と言われる五味氏は、その興味の内実を解いて、頼長の男色の行為は一にかゝって、彼がその権勢欲を満たすための政治的手段であったと言われる。

頼長が、家成一門と関係を持ちはじめた康治元年⁽¹¹⁴²⁾——前述の如く、

西行はこの年に頼長を訪問している——のちょうどその頃から、彼は執政の座への意欲を持ち始めた(四天王寺参詣の折、「余昇堂上、奉礼聖靈二度祈請云、若撰録天下之時、願任十七条憲法行之、『台記』康治二年⁽¹¹⁴³⁾十月二十二日の条)。しかし、当時の頼長の政治的立場は、

父の忠実の政治的庇護のもとにあり、彼が執政の座を獲得するために取り得る独自の政治的手段は限られていた。牛車の中でも書見していたという程に熱心に励んだ学問の道も、埋もれていた下級貴族はひきつけたが、学問から離れてしまった上、中流貴族をひきつけることは出来なかった。男色関係を持つことは、彼に残された唯一の手段とみえた。それが、鳥羽院の寵愛深く、有力な院近臣として大きな勢力を築いていた家成一門への接近となったのである(27)。

だが、男色関係を通じて政治的結びつきを求めるといふのは、あまりに特異なことと言える。異常とも言えるこの現象は、やはり院政期社会という特殊性に帰せられるのであろうか。京都という狭い政治社会の場のあり方と関連しているとみるべきか。また院政という特殊な政治構造と関連しているといふのか、とあれを思いこれを案ずる五

味氏は、ここにあったその事実への遠因に、早急には断案を下しかねておられる（28）。

が、それは事実としてそこにあった。頼長は男色の相手を、当然のように実名で記すことはない。「彼三位衛府」「或四品羽林」「或羽林」あるいは、「件三品兼衛府」といった風に書く。また、京官を離れては、「或受領讃」というように、いずれも役職名で書くことで、その相手をおぼめかしている。これは同時に、そう書くことで、頼長の男色の相手に選ばれた者には「衛府」や「受領」が多かったということを示している。

このうち特に「衛府」の事について言えば、これは西行が勤仕した院北面についても広げて考えてみる事が出来る。

目崎氏が挙げられたように、院北面については、つとに吉村茂樹氏の「院北面考」（『法制史研究』第二号）の御論考がある。それによれば、北面は院政をはじめた白河上皇によって創始された院の近臣であるが、その特質は「院の特別な思召しによって院の近臣として採用された輩を、便宜に院御所の北面に候せしめられた」ところにあった。そして、その「特別な思召し」とは、吉村氏が『尊卑分脈』藤原良門流の北面為俊、盛重を例として引かれたように、彼らが「院の御寵童」であったということである。

北面は弓馬の道にも心得がなければならなかったが、和歌・芸能を

もたしなみ、何よりも容貌、風采が秀れていなければならなかった。たとえば前述の盛重の子の成景なる者が「鳥羽院の御寵童」で「童形の時北面に候」じたことが、同じく『尊卑分脈』に記されている。北面のすべてが院とこうした特殊な関係にあったとまでは言えまいが、そうした要素を全く考慮しないわけにはいかないのであると目崎氏は吉村氏の御論考を受けて述べておられる（29）。

『山家集』は、雑の部に入ると詞書を多く付けるようになる。中でも中巻雑の部におさめる鳥羽法皇の葬送に際して詠まれた連作に付けられた詞書は、詞藻まことに豊かで、そこには16年の「そのかみ」の回想に胸を詰まらせる西行の姿がまざまざと立ち現われてくるようである。

一院崩れさせおはしまして、やがての御所へわたしまゐらせける夜、高野より出であひてまゐりあひたりける、いと悲しかりけり。この、後おはしますべき所御覧じはじめけるそのかみの御供に、右大臣実能、大納言と申しける、候はれけり。しのばせおはしますことにて、又人候はざりけり。その御供に候ひける事の思ひ出でられて、をりしも今宵にまゐりあひたる、昔今の事思ひつづけられて詠みける

今宵こそおもひ知らるれ浅からぬ君にちぎりのある身なりけり。

納めまゐらせける所へわたしまゐらせけるに

道かはる御幸^{みゆき}かなしきこよひ哉^{かな}かぎりの旅と見るにつけても

納めまゐらせて後、御供にさぶらはれける人々、たとへん方
なく悲しながら、限りある事なれば帰られにけり。はじめた
る事ありて、あくるまで候ひて詠める

とはばやと思ひよらでぞ嘆かまし昔ながらの我身なりせば

鳥羽法皇の崩御は、保元元年⁽¹¹⁵⁶⁾七月二日、鳥羽離宮（安楽寿院）に
於いてであった。宝算⁵⁴。時に西行は39歳、出離して16年が経ってい
た。

その16年以前、出離を遂げた年を遡ること三年の保延三年⁽¹¹³⁷⁾、義清
20歳の年、法皇は崩後の墓所とすべく、鳥羽離宮内に安楽寿院を造宮
された。その竣工下検分の御幸に従ったのは、義清の主家大納言徳大
寺実能と北面佐藤義清の二人だけであった。「しのばせおはします」
御幸とて、他に随行する者は誰もなかった。この西行が、十余年忘れ
得なかった異例の体験について、

この一文を読むと、院、実能、義清という三者のむすびつきの中

に見出だすものは、ただ一人の下級武官というだけのことではな
かったことを思わずにはいられない。義清でなくとも、誰か他の
北面の武士が一人供をすればよかった、ということではなかった
らしい。そこには院の特別の扱いがあり、愛顧があったのである
う。

という窪田章一郎氏のご推察（『西行の研究——西行の和歌について
の研究——』）を挙げて目崎氏は、「院の特別の扱い」の語に、窪田
氏は常識的な意味以外のものを含めておられる訳ではない。私もこれ
を短絡的に吉村氏のいわゆる「特別の思召し」に読み替えようとは思
わない。しかしともかくも、院の葬送に参るため高野の草庵より出て
来た西行は、院との「浅からぬちぎりに」思いをいたさざるを得なか
ったのである。それはほかならぬ西行自身の告白である所に重みがあ
る、と言われる（30）。

更に氏は、連作の第三首について、その初句を「訪はばや」或は
「問はばや」と読む旧説を、それぞれ一理あるとしながらも、こゝは
「弔は——亡き人を追善する——ばや」と読むべきではないかと言わ
れる。その方が、詞書と歌意とを関連させて把握できるのではないか。
つまり、在俗の身ならばひたすら悲嘆するだけで退散したるうのに、
いま心ゆくまで誦経して院の菩提を弔い得たと感銘しつつ、その事の
出発点となった若き日の遁世と、遁世に至るまでの苦衷を、切実に想

起したのであった。院と西行の、二人だけの「浅からぬちぎり」に最も密着させて解釈すれば、そういう事になるうか、と言われた(31)。初句の「とはばや」については、『大系』を注された風巻景次郎氏も目崎氏と同じように読んでおられる。詞書との関連でみれば、当然、そう読むべきところである。

「若き日の通世と、その通世に至るまでの苦衷」が、「はじめたる事ありて」御遺骸の傍で夜を徹する西行の胸の裡をいま、改めて満ちして来る。それが、「君に浅からぬちぎりのある」わが身だけに悔しいのである。

(未完)

(注)

- (1)(19)(20)(23) 久保田淳氏『藤原定家』(昭和五十九年十月刊)
- (2) 新編国歌大観 第三卷『私家集編I』(昭和六十年五月刊)
- (3)(4) 山本幸一氏『西行の世界』(昭和五十四年六月刊)
- (5)(6) 日本古典文学大系『平安鎌倉私家集』(昭和三十九年九月刊)
- (7) (15) (18) 目崎徳衛氏『西行』(昭和五十五年三月刊)
- (8)(9)(10)(11)(12)(13)(14)(16) 桑原博史氏『西行とその周辺』(平成元年二月刊)
- (17) 日本古典文学大系『新古今和歌集』(昭和三十三年二月刊)
- (21)(22) 安東次男氏『藤原定家』(昭和五十二年十一月刊)

(24)(29)(30)(31) 目崎徳衛氏『数奇と無常』(昭和六十三年十一月刊)

(25) 五味文彦氏『院政期社会の研究』第四部第一章「女院と女房・侍」(昭和五十九年十一月刊)

(26) (27) (28) 五味文彦氏『院政期社会の研究』第四部第三章「院政期政治史断章」(昭和五十九年十一月刊)

高松短期大学研究紀要

第 21 号

平成3年1月31日 印刷

平成3年1月31日 発行

編集発行 高松短期大学
〒761-01 高松市春日町960番地

TEL (0878) 41-3255

FAX(0878) 41-7158

印刷 高東印刷株式会社
高松市東山崎町596番地